



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 131/2021年11月号

発行日：2021年11月15日

11月に入り、緊急事態宣言も解除され、徐々に日常を取り戻しつつあります。街中も多くの人が行きかうようになり、飲食店も賑わいを取り戻しつつあります。季節も紅葉の秋、食欲の秋で行楽シーズンを迎え、週末には高速道路も大渋滞です。とは言え、油断は禁物。コロナ感染症対策はしっかりと行い、健康にこの久しぶりのノーマルな秋を楽しみましょう。

### I. 最新情報（2021年10月1日～2021年10月31日）

#### 1. 業種別委員会

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 10月28日	研究 報告	非営利法人委員会 研究報告第42号 「保証業務実務指 針2400「財務諸 表のレビュー業 務」の非営利法人 への適用に関する 研究報告」の公表 について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、非営利法人委員会研究報告第42号「保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」の非営利法人への適用に関する研究報告」を公表いたしましたので、お知らせします。 本研究報告は、保証実2400を非営利法人に適用する場合の留意点を整理し、会員の理解を支援するために作成いたしました。	-

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 10月5日	研 究 報 告	IT 委員会研究報告第 59 号「デジタルトラストの基礎知識と電子署名等のトラストサービスの利用に関するQ&A」の公表について	<p>日本公認会計士協会 (IT 委員会) は、2021 年 10 月 5 日付で、IT 委員会研究報告第 59 号「デジタルトラストの基礎知識と電子署名等のトラストサービスの利用に関するQ&amp;A」を公表いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>デジタルトラストの概要と、電子署名、タイムスタンプ等のトラストサービスに関する基礎的な知識を解説することを目的として、本研究報告の取りまとめを行っております。</p>	—

## 6. その他 (会計制度委員会等)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 10月1日	公 開 草 案	「監査・保証実務委員会研究報告第 29 号「専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」に係るQ&A」の改正」(公開草案)の公表について	<p>日本公認会計士協会 (監査・保証実務委員会) では、「専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」の改正」(公開草案) (コメント期限: 2021 年 6 月 30 日) の公表に伴い、従来の監査・保証実務委員会研究報告第 29 号「専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」に係るQ&amp;A」の見直しを進めており、このたび見直しを終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	意見募集期限 2021 年 11 月 1 日
2021年 10月4日	研 究 報 告	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正を受けた監査基準委員会研究報告第 6 号「監査報告書に係るQ&	<p>日本公認会計士協会 (監査基準委員会) では、2021 年 10 月 4 日付で監査基準委員会研究報告第 6 号「監査報告書に係るQ&amp;A」の改正を公表しましたのでお知らせいたします。</p> <p>本改正は、2021 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正並びに 2021 年 8 月 4 日に公布された「公認会計士法施行規則」、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」及び「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の改正を受けて、所要の見直しを行っ</p>	—

		A」の改正について	たものです。	
2021年 10月7日	委員 会報 告	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正を受けた監査基準委員会実務指針及び監査・保証実務委員会報告等の改正」の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、2021年10月7日付けで「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正を受けた監査基準委員会実務指針及び監査・保証実務委員会報告等の改正」を公表いたしましたのでお知らせいたします。 本改正は、2021年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正、2021年8月4日に公布された「公認会計士法施行規則」、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」及び「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の改正を受けて、以下の公表物の適合修正を行っております。	-
2021年 10月13日	周知	「その他の記載内容」に関する監査人の作業内容及び範囲に関する留意事項」の公表について	日本公認会計士協会は、「その他の記載内容」に関する監査人の作業内容及び範囲に関する留意事項について」を10月12日に公表しました。	-
2021年 10月29日	その他	「監査上の主要な検討事項」の強制適用初年度（2021年3月期）事例分析レポート」の公表について	日本公認会計士協会は、「監査上の主要な検討事項」の2021年3月期における記載事例分析について分析チームにより実施された分析結果についてこの度取りまとめを終えられたため「監査上の主要な検討事項」の強制適用初年度（2021年3月期）事例分析レポート」として公表することといたしました。	-

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 気候変動リスクの情報開示の義務化へ

##### 1. 現状について

今月11月、イギリス・グラスゴーで開催された気候変動対策の国連会議「COP26」で、温室効果ガスの排出削減対策がとられていない石炭火力発電所の新規建設中止等の声明に、欧州各国など40か国余が賛同しましたが、日本やアメリカ、中国は含まれていない等、全世界的に気候変動対策が注目されました。

今や気候変動リスクは全世界的な大きなテーマであり、日本の上場企業の経営や財務に受けるリスクについて情報開示を求められています。金融庁は上場企業に開示を義務付ける検討を開始し、上場企業にも気候変動リスク本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

クを自主的に開示する日本企業も増えつつあります。

東京証券取引所は6月、上場企業の行動規範となるコーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）を改訂し、2022年4月以降、新設される最上位市場（プライム市場）に属する企業を対象に、気候変動リスクの開示を促しました（コンプライ・オア・エクスプレイン）。

## 2. 東京証券取引所 コーポレートガバナンス・コードの改訂に伴う実務対応

気候変動リスク開示について具体的には次のように改訂されています。

（原則）：サステナビリティについての取組

（改訂内容）：特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである（コンプライ・オア・エクスプレイン）。

（新たな開示項目）：【プライム市場のみ】TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示。

## 3. 参考となる「TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示」とは（金融庁及び環境省資料より）

TCFDとは「気候関連財務情報開示タスクフォース」で各国の中央銀行総裁および財務大臣からなる金融安定理事会(FSB)の作業部会で、投資家等に適切な投資判断を促すための、効率的な気候関連財務情報開示を企業等へ促す民間主導のタスクフォースです。

TCFDでは4つの柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）について、推奨される開示内容を提示しています。

- ① ガバナンス：気候関連のリスクと機会に係る当該組織のガバナンスを開示。
- ② 戦略：気候関連のリスクと機会がもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響を開示。
- ③ リスク管理：気候関連リスクについて、当該組織がどのように識別、評価、及び管理しているかについて開示。
- ④ 指標と目標：気候関連のリスクと機会を評価及び管理する際に用いる指標と目標について開示。

既に、上記に基づいた開示例もあり大変参考になるところです。

## 4. 今後

開示の義務化について、英国では段階的に上場企業から導入されており会社法企業、金融機関、年金基金まで2025年までに完全義務化を目指しており、EUの動向も対象範囲は異なるものの同様な流れのようです。また、IFRS財団が2022年6月をめどに世界共通の統一したルールを作成予定です。今後、温暖化ガス排出量などの開示が進めば投資家は比較しやすくなり、投資マネーの流れに影響を与え気候変動対策にも弾みになると言われています。日本でも、金融庁はプライム市場以外の上場企業を対象に、気候変動に伴う業績などへの影響を開示するよう義務付けることを検討しており、留意が必要です。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703